

新しい時代を担う体力づくり

第1次養父市行政改革大綱の取り組み実績について

第32回

本市では、効率的で効果的な行政を構築するために、平成17年12月に第1次養父市行政改革大綱を制定し、市民の皆さんのご理解とご協力を得ながら職員総参加でさまざまな取り組みを進めてきました。

平成18年～20年度の3カ年に取り組んだ改革項目は200以上あり、その結果、得られた効果額（抑制・削減額）は、おおむね市の一般会計予算額に相当する約170億円となりました。今月号では、この第1次養父市行政改革大綱に基づく取り組みの実績について紹介します。

取り組みの経過と 得られた成果

養父市は平成16年に誕生しまし

たが、税収が少なく、国からの地方交付税なしでは運営ができない極めて脆弱な財政基盤であるほか、合併で職員も事務事業も膨らんでいたため、平成22年度の一般会計予算を170億円とする第1次行政改革大綱を制定しました。

財政状況を考えると160億円程度にする必要がありました。が、合併して間もないことに配慮して急激な改革はせず、市民の皆さん

に直接影響を与えない部分から着手し、足りない部分は財政調整基金（市の貯金）を取り崩しながら緩やかに行政改革を進めるという内容にしました。

ところが、平成18年度に国の改革で「実質公債費比率」が導入され、本市の財政を取り巻く環境が一層厳しくなりました。

「実質公債費比率」とは、市の借金返済に税金がどれだけ使われているかを示す数値で、これが18%を超えると平成27年度までに18%未満にする「公債費負担適正化計画」の策定が義務づけられます。本市は、基準値をはるかに超え

ていたため、計画を策定して建設事業の一層の抑制を進めました。

さらに平成19年には、地方財政健全化法が施行され、平成20年度決算から「実質公債費比率」を含む4つの指標のうちいずれかが基準を超える、その度合いに応じて「早期健全化団体」「再生団体」の指定を受け、国の強制力をもった指導や規制を受けることになりました。

本市は多額の借金を抱えていますが、ごみ処理場の整備など新たなまちの基盤づくりのための投資が避けられないため、建設事業の抑制と並行して徹底した事務事業の見直しと職員の削減で財源を確保し、毎年度10億円規模の繰り上げ償還（借金の前倒し返済）を実施しました。

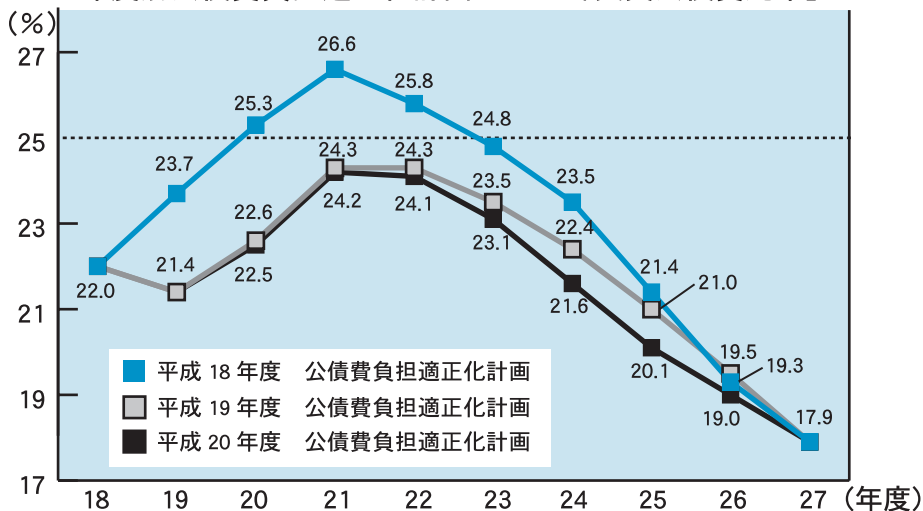
この結果、実質公債費比率は大きく改善し、借金返済がピークを迎える平成21年度の率が早期健全化基準の25%を下回る見込みとなりました。

（7ページのグラフ参照）



（養父市役所）

年度別公債費負担適正化計画による「実質公債費比率」



また、事務事業全般にわたって見直しを進めたことで、平成22年度の歳入一般会計予算は実質で163億円（繰り上げ償還などの特殊要因は除く）となる見込みで、目標を7億円下回る額まで抑制できました。

具体的な取り組み内容

★予算規模の縮小に向けて

①「枠配分方式」の導入

従来の「一件査定方式」を改め、予算総額をあらかじめ算定したうえで政策に基づく重点配分を行い、事業ごとの予算編成は各部署に任せる「枠配分方式」を導入しました。

②「行政評価」の導入

事業規模にに応じて、次の4種類の評価に取り組みました。

↓大規模事業評価

総事業費が1億円以上の建設事業の是非について専門家が評価。（約2・6億円の抑制）

↓主要建設事業審査

500万円以上の建設事業を対象に、優先順位を評価したうえで公債費負担適正化計画の投資的経費枠に収まるよう年度間調整を実施。（約138億円の抑制）

↓事務事業評価

事務事業の妥当性・有効性・効率性について担当部署による評価と市民による評価を行い、両者の

結果を踏まえて市長が最終評価と見直し方針を定め、その結果を公表。（約6億円の削減）

↓補助金等審査

市民による補助金等審査委員会が、各種団体に交付されている補助金等を妥当性・有効性・効率性の視点から審査。（約6・8億円の削減）

★職員の削減と給与の適正化

正規職員の勧奨退職および採用抑制を行うとともに、業務の効率化や民間委託などを進め、嘱託・臨時職員の削減を行いました。

また、市長と教育長の給料の1割カットをはじめ、職員の調整手当の廃止など各種手当を見直したほか、人事評価制度を試行しました。（約17億円の削減）

★効率的な市役所づくり

職員の削減を進めつつ、地域協働を担える組織とするため、本庁部局や地域局の組織再編を行いました。

また、証明書の時間外交付の実施や電子申請・届出のオンラインサービス化など、市民の皆さんが

利用しやすい市役所づくりに努めました。

★財源の確保

市の広報媒体であるケーブルテレビ、市広報やぶ、ホームページの有償広告を導入するとともに、市税や保険料等の滞納者に対して集中的・専門的な徴収を行う「収納対策室」を設置し、差し押さえの実施やインターネット公売を行いました。

今後の行政改革について

第1次養父市行政改革大綱の計画期間は平成18～21年度の4年間としていましたが、平成20年度でおおむね目標を達成できたこと、また市の財政を取り巻く環境が大きく変わってきたことから、1年間前倒しで第2次養父市行政改革大綱を策定し、平成21年度からさらなる改革を進めます。

行政改革に関するお問い合わせ

市役所行政改革推進室

(☎6622-7601)